

令和3年度

柳川市教育施策

生涯学習社会の構築をめざして



福岡県柳川市教育委員会

目 次

柳川市教育施策の策定趣旨と基本方針	… 1
令和3年度柳川市教育施策体系表	… 2
① 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる教育の推進	… 3
② 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	… 16
③ 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進	… 24
④ 特色ある市民文化の創造	… 31
⑤ 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進	… 36
⑥ 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進	… 39

資料編

基本目標 生涯学習社会の構築をめざして [柳川市教育施策の策定趣旨と基本方針]

現在、我が国では、様々な分野で、かつてない変革の時を迎えてます。教育についても、その重要性を踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が進められています。

しかし、制度改革は基本的に全国一律で行われることであり、それぞれの地域に根ざした教育を開拓していくためには、今一度、自らの足下をしっかりと見つめ直す必要があります。

そこで、柳川市教育委員会（以下、「市教育委員会」と記す。）は、教育基本法の精神にのっとり、人間尊重の精神を基調とし、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子どもの育成を図ります。

さらに、生涯学習社会の実現に努め、普遍的でしかも個性豊かな文化の創造、郷土に誇りと愛着の持てる地域社会の形成に資することをめざし、施策の総合的な推進を図ります。

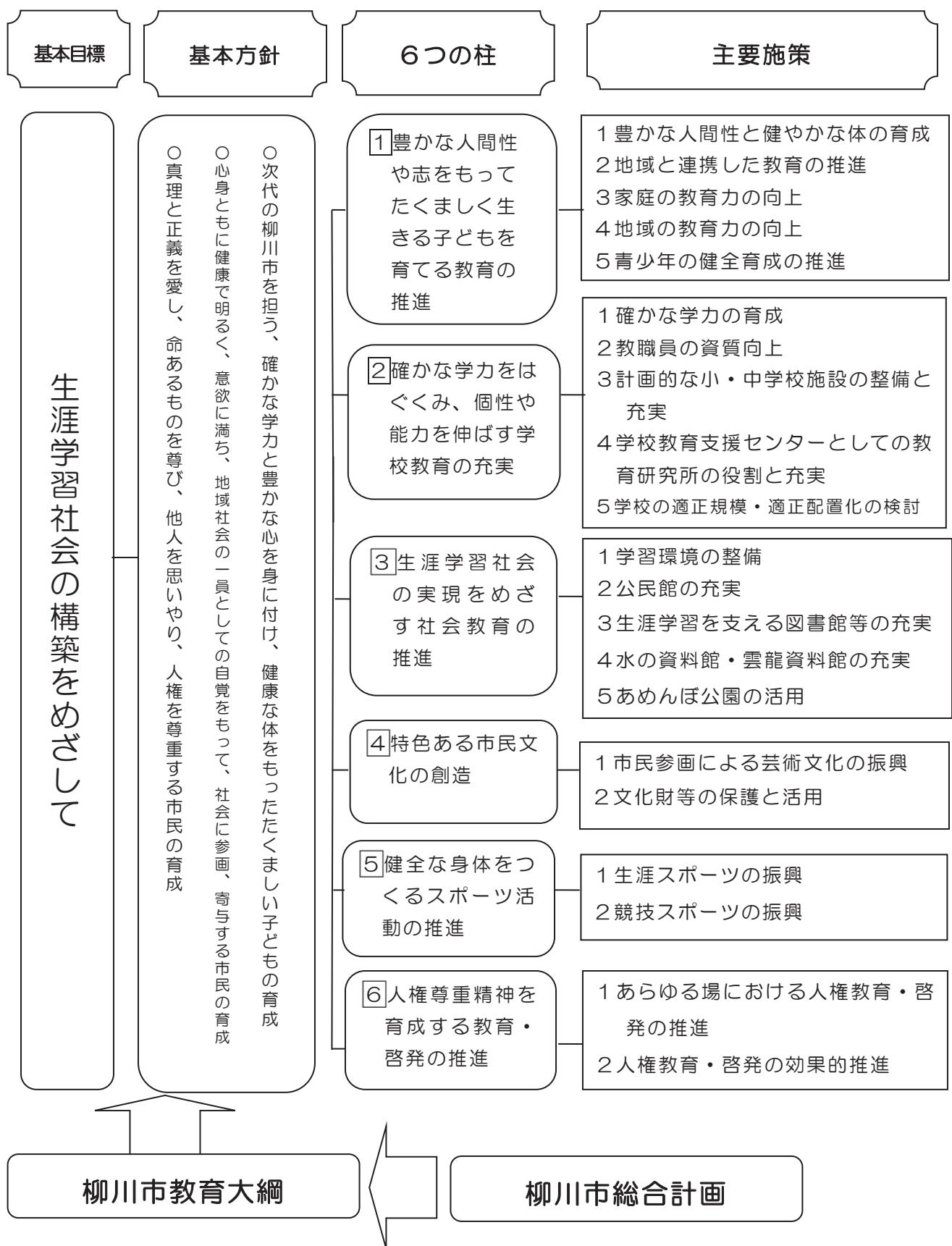
策定に当たっては、柳川市総合計画及び教育大綱を基礎として、本市教育の方向をさらに明確にすることにより、学校をはじめとする教育現場の活動が一層充実することをねらいとして、柳川市教育施策を定めました。

具体的には、本市教育の基本方針を掲げ、その実現に向けて、「6つの柱」に主たる取組内容を整理し、それぞれの柱ごとに主要施策を策定し、「目的（基本的な考え方と目指す方向、成果指標と目標値）」及び「主な取組」という構成で記述しています。市教育委員会としては、生涯学習の構築をめざし、関係諸機関・諸団体と緊密な連携を図るとともに、広く市民の理解と協力を得ながら、本市教育施策の推進に努めます。

基　本　方　針

- 次代の柳川市を担う、確かな学力と豊かな心を身に付け、健康な体をもったたくましい子どもの育成
- 心身ともに健康で明るく、意欲に満ち、社会及び地域の一員としての自覚をもって、社会に参画、寄与する市民の育成
- 真理と正義を愛し、命あるものを尊び、他人を思いやり、人権を尊重する市民の育成

令和3年度柳川市教育施策体系表



1 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる教育の推進

1 豊かな人間性と健やかな体の育成

〈目的〉

I 道徳教育の充実

道徳性の育成をめざし、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育の推進を図ります。また、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を育てるためにさまざまな体験活動を位置づけた道徳教育を進めます。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
学習状況調査の「夢や目標をもっている」で、全国との比較	小学校: 78.0% (全国平均 83.8%) 中学校: 65.9% (全国平均 70.5%)	小・中学校ともに、全国平均以上に
学習状況調査の「自分にはよいところがある」で、全国との比較	小学校: 71.8% (全国平均 81.2%) 中学校: 65.1% (全国平均 74.1%)	小・中学校ともに、全国平均以上に

《主な取組》

(1) 人間としてよりよい生き方を求める道徳教育の推進

学習指導要領に基づいた道徳教育の全体計画、「特別の教科 道徳」の時間の年間指導計画や指導を充実し、道徳教育を推進します。

①体験活動を重視し、自立心や自律性、自他の生命を尊重する心の育成

- ・道徳的実践、基本的な生活習慣の指導（気持ちのよいあいさつ）の徹底
- ・命の大切さを実感し、自分の命を自分で守り他者の命を尊ぶ指導の徹底

②学年の発達段階に応じた指導内容の重点化

- ・自己や社会の未来に夢や希望を持つ指導
- ・自尊感情を高め、自分に自信を持つ指導

③柳川市教育研究指定校への支援

- ・平成 30～令和 3 年度「道徳科学習指導の充実」 垂見小学校

(2) 郷土を愛する教育活動の充実及び態度の育成

伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を育てます。

- ①郷土学習の教育課程への位置づけと、ひと・もの・ことの教材化
 - ・柳川の偉人を取り上げた資料の整備（「やながわ人物伝」の小学校三年生全児童への配布）と授業実践を通した総合的な学習の時間等の単元計画の修正（小学校）
 - ・道徳科の教材としての活用（中学校）
- ②心に響く素読集「やながわ」を活用した郷土の人、風土などを大切にする心の育成
 - ・全小学校での活用
 - ・教育課程内外への位置づけ
- ③郷土の偉人北原白秋や長谷健を顕彰する作品応募等の奨励
 - ・白秋献詩、長谷健顕彰作文の応募奨励
 - ・「小学生文集」「からたち詩集」の応募奨励
- ④環境教育副読本「やながわ」を活用した本市の環境を大切にする心の育成
 - ・柳川市の環境に関わる「ひと・もの・こと」の教材化
- ⑤可燃ごみ減量活動の実践
 - ・可燃ごみ減量の取組に対する理解と故郷のために自分たちでできることの実践
 - ・小中学校全学年における指導
 - (小学校：学級活動を中心に、中学校：総合的な学習の時間を中心)
- ⑥陸上競技を通して小学校児童の交流や中学校の部活動を通して愛校心の喚起
 - ・小学校陸上記録会の実施…一場での開催
 - ・中体連主催による中学校体育大会への支援
- ⑦小・中学校における文化活動の推進
 - ・全小学校参加による「白秋音楽まつり」の実施
 - ・中学校音楽科における和楽器等の活用支援
 - ・中文連主催による中学校音楽発表会への支援

〈目的〉

II 特別活動の充実

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成するための活動を位置づけた特別活動を充実します。

《主な取組》

(1) よりよい生活や人間関係を築くために、目標やその達成の方法や手段を決め、みんなで役割を分担してその実現を目指す能力の育成

①児童会活動、生徒会活動の充実を図る指導体制の充実と教育活動の推進

- ・集団活動での自主的、実践的な活動を重視した教育活動に基づく学級経営の充実
- ・学級における「話し合い活動」「係活動」「集会活動」の3つの活動をもとにした学級経営の充実

②学年の発達段階に応じた指導内容の重点化と学級活動(1) (2) (3)の適切な選択

- ・学級の実態や児童生徒の発達の段階などを考慮し、内容に応じた効果的な指導方法の改善

(2) **自ら楽しく豊かな学級や学校の生活をつくりたいという課題意識を持ち、自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決する態度の育成**

○小・中9カ年で地域リーダーを育てる教育活動の推進

- ・代表委員会活動の充実（小学校）
- ・生徒会を中心としたリーダー研の実施（中学校）

○共通理解に基づく指導の徹底

- ・発達段階に応じた学級会の進め方や集団決定の仕方など

〈目的〉

III 生徒指導の充実

組織的な指導体制を確立し、いじめや不登校の防止、解消の取組を図るとともに積極的な生徒指導を充実します。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和3年度)
不登校児童生徒の復帰率	小・中学校：17.2%	25.0%

《主な取組》

(1) いじめの撲滅、不登校解消の取組の推進

いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を強化し、不登校児童生徒の学校復帰への取組を推進します。

- ①「柳川市いじめ防止基本方針」に基づく「柳川市いじめ問題対策連絡協議会」の定期的開催
- ②「柳川市いじめ防止基本方針」に基づく「教育相談強調月間（5月）」、定期的な「いじめアンケート」の実施
- ③教師、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカー等の個別指導及び教育相談の実施による不登校解消に向けた取組の支援
- ④臨時的な学校訪問による生徒指導上の課題の把握と課題解決に向けた指導・支援
- ⑤要保護児童対策地域協議会及び中学校区実務者会議の定期的な開催（学校・市教委・子育て支援課・福祉課・児童相談所・主任児童委員等との連携）
- ⑥適応指導教室「ありあけ」の充実及び学校との連携推進
 - ・学校復帰への取組の充実（チャレンジ登校、ふれあい体験活動、定期考查等）
 - ・「ありあけ」と学校との連携推進（出席状況等の情報交換等）

- ⑦ マンツーマン対応の推進、関係機関との連携を図るためのケース会議の開催
- ⑧ 青少年育成市民会議、市PTA連合会との連携した啓発活動の推進
 - ・児童生徒による携帯電話の原則学校持込み禁止、保護者と連携推進
 - ・「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」（市PTA連合会と市教委合同で作成）活用を通じた保護者との連携

(2) 生徒指導の視点に立った授業づくりの推進

児童生徒の自尊感情や学ぶ意欲を高めるために、生徒指導の視点に立った授業づくりを推進します。

○児童生徒同士及び児童生徒と教師が「共感的な人間関係」を保ち、児童生徒の「自己決定の場」を多く設定し「自己存在感」を味わわせる授業づくり

(3) 生徒指導を充実させる中学校区における幼保・小・中学校連携教育の推進

「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消をめざし、幼稚園、保育園、子ども園、小・中学校が連携した教育活動を推進します。

- ①中学校区における学力向上の小・中学校の共通実践
- ②幼稚園、保育園、子ども園と小学校との連絡協議会の開催
- ③中学校区ごとの研修会、授業交流、行事等の協働化の推進
- ④「中学校区スタンダード」への取組

〈目的〉

IV 体育、健康に関する教育の充実

児童生徒の体力向上をめざし、体力の実態把握や生涯学習課等と連携した体力向上の取組を推進します。また、学校における系統的な健康教育、食育、安全教育の確立をめざし、児童生徒の健康づくり、安全に関する指導を充実します。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和3年度)
新体力テストで全国との比較	小学校5年男子：57.0Pt (全国平均 53.6Pt) 小学校5年女子：59.1Pt (全国平均 55.6Pt) 中学校2年男子：42.6Pt (全国平均 41.7Pt) 中学校2年女子：50.1Pt (全国平均 50.2Pt)	小学校：全国平均 + 4pt 中学校：全国平均 + 1pt

《主な取組》

(1) 体力向上の取組の推進

児童生徒の体力向上を図るために実態を把握し、体育・保健体育の時間及び特別活動の時間を中心に家庭や地域と連携して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。

- ①新体力テストの実施・・・5月～7月に実施
- ②各校体力向上プランに沿った計画的な指導及び指導方法の工夫
- ③生涯学習課及び諸団体との連携による体力向上の取組
 - ・第10代横綱雲龍顕彰記念少年相撲大会への全校参加
 - ・柳川おもてなし健康マラソン大会、柳川市駅伝大会等への積極的参加奨励
- ④小学校陸上記録会の開催及びその実施方法の検討
- ⑤中体連主催各種大会への支援と中学校における「ノーベル活デー」の定着と外部指導者の拡充
 - ・週当たり2日以上の休養日設定（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」）は少なくとも1日以上）
 - ・週末に大会やコンクール等への参加等で活動する必要がある場合は、休養日を他の日に設定
- ⑥県スポーツコンテスト等への積極的な参加
- ⑦家庭や地域と連携した体力、健康づくりの推進

(2) 健康教育（食に関する指導、保健指導、安全指導）、防災教育の充実

生涯にわたって健康で安全な生活を送るために健康教育（食に関する指導、保健指導、安全指導）、防災教育の充実を図ります。

- ①「食に関する指導の手引」の積極的活用による食育指導の推進
- ②食物アレルギー疾患に対応する研修会の実施
- ③学校、家庭、関係機関と連携した、喫煙防止、薬物乱用防止、エイズ予防等の推進
- ④警察や交通安全協会及び各種団体との連携による交通安全教室の実施
- ⑤交通事故や水の事故から自分の命を守る指導の徹底
 - ・小・中学校におけるヘルメット着用の推進
- ⑥総務課や警察等との連携による非行防止教育（暴力団追放教育）の推進
- ⑦児童生徒一人一人の防災対応能力の向上及び防災体制の充実
- ⑧台風や水害、洪水などの自然災害から自分の命を守る訓練・指導の徹底
- ⑨災害時に於ける保護者への引き渡し等、危機管理マニュアルの見直しと実施の充実
- ⑩救急救命に関する教育を推進する子ども救命士育成学習の実施

〈目的〉

V 人権・同和教育の充実

児童生徒が人権に関する知識や態度、実践力を身に付けるように校内推進体制を確立し、全ての教育活動の中で人権・同和教育を推進します。

《主な取組》

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「人権教育の指導方法等の在り方について（第1次～3次とりまとめ）」「福岡県人権教育・啓発基本指針」「柳川市人権教育・啓発基本計画」「柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」「人権教育推進プラン」等に基づき、同和問題を初めとするあらゆる人権問題に対して、学校や地域の実態に応じて人権教育・啓発に積極的に取り組みます。

- ①学校の人権・同和教育全体計画に沿った全教科、全領域における積極的な人権・同和教育の推進
- ②校内推進体制の確立及び校内における教職員研修の充実
- ③大和中学校の人権教育研究推進事業(H28・29)の取り組みを受けた実践
- ④インターネット上のいじめ等新たな人権問題に対応した指導計画の作成と指導の充実
- ⑤同和教育副読本「かがやき」とDVD「あおぞら」「あおぞら2」の年間指導計画への位置付け

〈目的〉

VI 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒等に対して一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別な配慮のもとに手厚くきめ細やかな教育を推進します。

《主な取組》

特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに適切に対応するため、家庭、地域、関係機関、団体との連携を密にし、きめ細やかで柔軟な指導内容・方法及び指導体制の充実を図ります。

(1) 学校教育推進の柱の一つとしての特別支援教育の位置づけ

- ①「学力向上プラン」、「体力向上プラン」に續いて「特別支援教育推進計画」の位置づけ
- ②「教育課程編成の基本方針」において、特別支援教育推進についての考え方の明記
- ③「通常学級の教育課程の編成」と同様、「特別支援学級の教育課程の編成」の明記

(2) 児童生徒のニーズに応じた特別支援教育指導計画の作成

- ①特別支援教育推進計画の作成（全校）と学校全体としての推進体制の構築
- ②支援を必要とするすべての児童生徒一人ひとりに対応する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と個に応じた指導・支援

(3) 特別支援教育の校内体制の充実

- ①支援を必要とするすべての児童生徒一人ひとりに対する指導・支援
 - ・特別支援教育コーディネーターの指名
 - ・校内特別支援教育推進委員会の機能化
 - ・学校全体としての組織的・計画的な実施・評価・管理
- ②医療機関、福祉機関、幼稚園・保育園・こども園などの関係機関やスクールカウンセラーなど関係職種との連携の強化
- ③幼児教育から小学校教育へ、小学校から中学校へ、中学校から進路先へと切れ目がない支援を行うための情報収集及びその共有化
- ④特別支援学級のために編成した教育課程に基づき作成した個別の指導計画による「交流及び共同学習」の展開

(4) 特別支援教育を推進するための教育環境の整備

- ①特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校への特別支援教育支援員の配置
 - ・学校の実情に応じた配置時期・人数の考慮と柔軟で効果的な運用
- ②特別支援教育支援員研修会の実施による教員と特別支援教育支援員との関係整理や業務内容の明確化

(5) 柳川市小中学校特別支援教育充実事業の実施

- ①指導主事の学校派遣
 - ・校内研修推進、教育相談対応などによる支援を通した教員の専門的指導力の向上
- ②特別支援学級における自立活動及び教科領域を合わせた指導の指導内容・方法に係る相談・支援

(6) 通級指導教室（情緒障害対応）の充実

- 通級指導教室「よつば」（柳川市立藤吉小学校内）の指導及び教育相談の充実

〈目的〉

VII 学校図書館教育の充実

子どもの読書習慣の確立を目指し、地域や家庭と連携して、読書活動の推進を図るとともに、児童生徒の知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操を育む活動を推進します。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
学習状況調査の「30 分以上の家庭などでの読書」で、全国との比較	小学校：33.4% (全国平均 39.8%) 中学校：24.6% (全国平均 27.0%)	小・中学校ともに、全国平均以上に

《主な取組》

全ての教育活動に学校図書館の機能を生かし、心豊かな児童生徒の育成に努めるとともに、先進校をモデルとした図書館教育の充実や保護者、市立図書館等との連携を図ります。

- ①朝の読書活動の推進と、家庭との連携（「家読」の推進）による読書習慣の育成
- ②「教師がすすめる図書 100 選」による読書への誘いとその効果的活用の推進
- ③読書ボランティアの方々による読み聞かせ活動の推進
- ④学習・情報センター、読書センターとしての機能の充実

2 地域と連携した教育の推進

〈目 的〉

市民の願いと信頼に応えるために、学校、保護者、地域及び大学等と連携して、市民全体で児童生徒を育てる特色ある教育を推進します。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
学習状況調査の「平日に家庭学習をしない児童生徒」で、全国との比較	小学校：3.1% (全国平均 2.3%) 中学校：4.1% (全国平均 4.4%)	小・中学校ともに、「家庭学習なし」を 0 に
学習状況調査の「地域や社会をよくすることを考える児童生徒」で、全国との比較	小学校：44.8% (全国平均 54.5%) 中学校：37.6% (全国平均 39.4%)	小・中学校ともに、全国平均に

《主な取組》

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校と地域の連携・協働による「地域とともにある学校」を目指し、コミュニティ・スクールの実施を推進します。

○市内全小中学校におけるコミュニティ・スクールの実施（令和2年度導入を完了）

- ・小学校 19校（柳河小学校、垂見小学校、城内小学校、両開小学校、皿垣小学校、有明小学校、中島小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、蒲池小学校、六合小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、矢留小学校、東宮永小学校、中山小学校）

- ・中学校 6校（大和中学校、柳南中学校、昭代中学校、蒲池中学校、柳城中学校、三橋中学校）

○「学校協働活動推進事業」に基づく地域学校協働本部の設置

- ・統括的な地域学校協働活動推進員、地域学校協働活動推進員の配置

○「社会に開かれた教育課程」の実現

- ・保護者、地域との情報や課題の共有→共通の目標・ビジョンの設定

○連携・協働体制の構築

- ・役割分担等について協議する場の設定

(2) 未来の柳川を担う子どもの育成

中学生が職場体験活動を行うことによって地域産業への愛着を深め、適切な勤労観・職業観や将来への夢や希望をもつことができるよう、商工会議所や商工会、地域の企業等と連携して、柳川市の中学校職業体験学習「中学生キャリアウィーク」を実施します。また、学校が地域に情報を発信し、青少年育成市民会議や校区民会議及び市PTA連合会、地域学校協働本部等と連携して柳川市全体で子どもを育てる教育を推進します。

①中学校職場体験学習「中学生キャリアウィーク」

- ・市内中学2年生全員対象
- ・9月第2週に実施（9月7日～9日の3日間）
- ・中学校職場体験実行委員会の開催

②小学校のキャリア教育

- ・小学校（4校）での市内高等学校の学校紹介
- ・職場体験活動の実施

③乳幼児とのふれあい体験活動

- ・関係機関等との協働による乳幼児と触れ合う体験活動を通して、生徒の自尊感情を高める教育活動

④小・中学校における「困難克服体験を伴う宿泊体験学習」の実施

- ・全小学校において様々な自然体験や野外活動、自主的な企画を伴う長期宿泊体験の実施
- ・大和中学校（2泊3日）国立諫早青少年自然の家にて実施

⑤税のしくみを理解する租税教室

- ・国及び地方公共団体の活動を支える租税に関する教育を税務署等関係機関との連携により推進
- ・柳南中の金融教育研究指定校の取組の発信

⑥ごみ減量への取組

- ・学校、家庭、地域の連携による「可燃ごみ削減」の徹底

⑦青少年育成市民会議、学校評議員、学校運営協議会委員、PTA、地域学校協働推進員等との協議や連携による「地域の力」を生かした開かれた学校づくりの推進

- ・校区民会議や地区懇談会等による情報交換

⑧家庭、地域と連携した不審者対策、安全指導の徹底

- ・学校安全指導員及び地域の方々の協力による登下校の安全確保体制の確立

(3) 学校評価と情報公開の推進

学校教育を活性化し教育の質を高めるために、達成可能な数値目標を示し、自己評価・学校関係者評価を実施するとともに、その結果改善策等の公表を促進し、説明責任を果たします。

①学校の「自己評価」の実施

②学校運営協議会委員による学校運営に関する基本的な方針の承認、及び学校関係者評価委員による「学校関係者評価」の実施と学校訪問への活用

③学校便りやホームページ等による学校評価の積極的な公表の推進

(4) 家庭・地域と連携した生活習慣等の育成

家庭や地域と連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」等の定着、基本的な生活習慣の育成、学習習慣づくりを推進します。

①基本的な生活習慣の育成

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発推進
- ・「中学校区スタンダード」を活用した規範意識や基本的な生活習慣の育成

②中学校区で連携した学習習慣づくりの推進

- ・「中学校区スタンダード」を活用した学習習慣づくりの推進

(5) 土曜授業の充実

指導時間の確実な確保を図り、家庭や地域との連携を進めるための土曜授業を実施します。

○年間3回程度の土曜授業の実施

3 家庭の教育力の向上

〈目的〉

家庭の教育力が向上するように、関係機関や団体との連携を強化し、子育てに関する支援体制の充実を図ります。また、子育てに関する学習機会の拡充や情報提供の充実を図ります。

《主な取組》

(1) 親の学習機会の拡充

子育て中の親が、子育てに対する理解を深めることができるよう、PTAや子育てサークル等と連携して、家庭教育に関する学習機会の提供や親子で参加する学習機会の提供に努めます。

- 乳幼児期の子育て講演会、家庭教育講演会の開催
- 関係部局主催の家庭教育に関する研修会への参加奨励
- 学習機会に接することがない親への情報発信

(2) 子育てに関する情報提供

子育てに関する知識の向上と意識の高揚を図るために、子育てに関する情報提供と啓発活動の充実に努めます。

- 「早寝、早起き、朝ごはん」運動の啓発
- 「家庭の日」「オアシス運動」の推進
- 市報やホームページ等で親のニーズに合った子育てに関する情報提供の充実

(3) 子育てに関する支援の充実

安心して子育てができるよう、子育て関係機関や団体との連携を強化し、地域で子育てを支援する体制づくりに努めます。

- 子育て支援施設と子育てサークル等の支援
- 学校、PTA（家庭教育委員会）との連携強化
- 子育て関係機関や団体とのネットワークの促進

4 地域の教育力の向上

〈目的〉

地域の教育力が向上するように、学校・家庭・地域の三者の連携による子育て体制の整備や地域の人材の育成・確保、並びに世代間交流や地域の特性を生かした活動の場づくりに努めます。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	現 状 値 (令和 2 年度)	目 標 值 (令和 3 年度)
通学合宿の実施件数	8 件	1 件	9 件

<成果指標の取得方法：生涯学習課統計資料>

《主な取組》

(1) 地域で子どもを育む体制づくり

地域の中で子どもを育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図るとともに、青少年健全育成関係団体の活動充実のための支援に努めます。

○青少年育成市民会議、PTA、子ども会、婦人会との連携強化

○ふくおか未来人材育成ビジョンの推進

(2) 地域の人材の育成

地域のボランティアの育成のために、豊かな知識と経験を持つ人材を発掘するとともに、その人材活用の促進に努めます。

○社会教育関係者を対象とした研修会の開催

○「青少年アンビシャス運動」の推進

(3) 世代間交流や地域の特性を生かした活動の場づくり

子どもたちが、地域の大人や異年齢の友達と触れ合うことができるよう、生活体験や自然体験などの地域の特性を生かした活動の場づくりに努めます。

○通学合宿の推進

○地域と連携した大人と子どものふれあい交流の推進

○地域の伝統事業の推進

○コミュニティスクール制度と連携した地域学校協働活動事業の実施

5 青少年の健全育成の推進

〈目的〉

地域社会で青少年の健全育成ができる体制を整備し、青少年を取り巻く社会環境の浄化、青少年問題に関する情報の共有や啓発活動及び青少年健全育成を目的とした体験学習などの実施に努めます。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
柳川警察署管内における青少年の補導者数	818 人	800 人

<成果指標の取得方法：柳川警察署統計資料>

《主な取組》

(1) 社会環境の浄化

青少年が健全に育つ環境を整備するために、学校や青少年関係団体と連携・協力しながら、安全安心パトロールや子ども見守り隊を推進するなど社会環境の浄化に努めます。

- 登下校時の見守り運動の推進
- 非行防止のためのパトロールの推進
- 福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施
- スマートフォン等でのトラブルをなくす取り組みの実施

(2) 青少年健全育成に関する情報提供と啓発活動

青少年の現状について、市民が共通認識持てるよう青少年問題に関する様々な情報を提供するとともに、青少年自身の問題意識を喚起するための啓発活動を推進します。

- 「青少年育成だより」発行
- 青少年教育に関する講演会の実施
- 青少年健全育成に携わる指導者研修会の推進

(3) 体験学習機会の提供

子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育成するよう、学校・家庭・地域と連携して様々な体験学習を提供します。

- 柳川の自然を利用した「柳川有明海なんでん体験隊」、「二ツ川ウォッキング」事業の実施
- 通学合宿の推進

2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実

1 確かな学力の育成

〈目的〉

I 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成

学習内容の定着状況を確実に把握し、研究指定校による市の教育課題解決や先進的な取組とともに学習指導要領の趣旨に則った質の高い授業を展開します。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現状値	目 標 値 (令和 3 年度)
標準学力検査等で、平均正答率の全国又は福岡県平均との比較	(令和 2 年度) 小学校：全国平均 + 5.8pt 中学校：福岡県平均 - 2.8pt	<標準学力検査> ・小学校：全国平均 + 5pt <定着度診断シート 11 月> ・中学校：福岡県平均以上
全国学力・学習状況調査で、平均正答率の全国平均との比較	(令和元年度) 小学校：全国平均 + 6.9pt 中学校：全国平均 - 2.6pt	<令和 3 年度> ・小学校：全国 + 6pt ・中学校：全国平均以上

《主な取組》

(1) 学力・学習状況調査の実施

学力の定着状況を把握し、指導法の改善を図るため、計画的に標準学力調査を実施します。

①全国学力・学習状況調査の実施：5月27日（木）

- ・小学校 6 年生対象：国語、算数
- ・中学校 3 年生対象：国語、数学、英語

②福岡県学力実態調査の実施：6月15日（火）

- ・小学校 5 年生対象：国語、算数
- ・中学校 1 年生対象：国語、数学
- ・中学校 2 年生対象：国語、数学

③標準学力調査等の実施

- ・小学校 1 、 2 年生対象：国語、算数（12 月実施）
- ・小学校 3 ～ 6 年生対象：国語、算数、社会、理科（12 月実施）
- ・中学校 1 ～ 3 学年対象：国語、社会、数学、理科、英語、年間合計 8 回

(2) 授業における学習指導方法改善の推進

教育課題を解決するため積極的に研究校を指定し、その研究過程や成果を市内の小・中学校に広げ、指導方法の工夫改善に努めます。また、授業時数の確保と言語活動や体験活動が充実した質の高い教育活動を展開します。

①研究指定校

- | | |
|------------------------------|--------|
| ・平成30、令和元、2年、3年度「学力向上」 | 東宮永小学校 |
| ・平成30、令和元、2年、3年度「道徳科学習指導の充実」 | 垂見小学校 |
| ・令和元、2、3、4年度「小中連携」 | 蒲池小学校 |
| ・令和元、2、3、4年度「小中連携」 | 蒲池中学校 |
| ・令和2、3、4、5年度「学力向上」 | 六合小学校 |
| ・令和2、3、4、5年度「学力向上」 | ニッ河小学校 |

②学習指導要領の移行措置、国の施策に基づく指導

- 小・中学校における外国語教育の充実
 - ・新学習指導要領の趣旨を生かした外国語活動・外国語科の推進
 - 小学校低・中学年における外国語活動の実施
 - 1、2年生 年間10時間 3、4年生 年間35時間
 - 5、6年生における外国語科の実施 年間70時間
 - ・A L T配置（小学校5名、中学校3名）
 - 小学校外国語科の授業開発（市教研）
 - 英語能力判定テストの実施（中学校全学年対象）による英検参加の促進
 - 小学校におけるプログラミング教育の位置付け
 - プログラミング教育を位置付けた授業開発（小中合同プロジェクト）
 - G I G Aスクール構想の推進

③特色ある教育課程の編成・実施・評価と授業の充実

- 「週案作成の手引き」活用による教育課程の質的管理（小学校）
- 各教科等の年間指導計画作成及び週案による事績管理（中学校）
- 学習内容の確実な定着を図る学習ノートの継続指導（小学校）
- 特別活動の重視
 - ・代表委員会活動の充実と地域資源の積極的取込による学校行事の見直し（小学校）
 - ・生徒会を中心としたリーダーの継続的育成と地域行事への積極的参画（中学校）
- 国語科教育の充実（小学校）
 - ・「視写ガイドライン」の自校化による視写活動の充実
 - ・読む力を高まりを子どもに意識させる「振り返り活動」の位置付け
 - ・「授業づくりQ & A～小学校国語科『説明的な文章』～」、「授業づくりQ & A～小学校国語科『文学的な文章』～」、「授業づくりQ & A～小学校国語科『音読・朗読』～」（国語科教育充実プロジェクト成果物）の活用
 - ・教員の専門性を生かした専科授業、交換授業、指導方法の弾力化の推進

○学校環境の充実（小学校）

- ・重点目標を浸透させる環境づくり ※重点目標→学級目標→個人の目標

○思考力を育てる授業づくり（中学校）

- ・「思考力・判断力・表現力を伸ばす定期考查問題例」（定期考查問題検討プロジェクト成果物）の活用

○読書活動推進（中学校）

④きめ細やかに対応する指導体制の充実

○学校全体での指導体制や指導方法の工夫改善

○模擬授業を含む事前研の複数回実施と内容の充実（小学校）

○教育課程内外における補充学習の組織的な取組

- ・発達段階に応じた家庭学習ノートの開発（小学校）
- ・次学年に繋げる3学期補充学習の展開（小学校）
- ・中学校学力アップ支援事業非常勤講師の配置

⑤学校の課題やニーズに応じた学校訪問の継続的な実施

- ・指導主事による学校課題に応じた継続的な学校訪問と授業改善に向けた指導・助言
- ・アフター訪問の実施

(3) 学習効果が上がる小・中及び小・小連携教育の推進

中学校区の小・中学校が教育課程で連携を図り、効果的な教育活動を推進するとともに小規模校の特徴を生かした小学校と小学校との連携による教育活動を充実させます。

①小・中学校が連携して9ヶ年で児童生徒を育てる教育活動の推進

- ・小・中授業研究会の実施及び児童生徒交流の推進

②「中学校区スタンダード」を活用した取組

③小学校と小学校との連携による教育活動の充実

- ・学校行事への相互参加、校内研究会への相互参加

〈目的〉

Ⅱ 社会の変化に対応した教育の充実

国際化に対応する外国語活動及び外国語教育、情報活用能力を高める情報教育、柳川市の特色ある環境からその大きさを学ぶ環境教育、全ての人々の幸せな暮らしの実現を考える福祉教育、科学への興味・関心を高める理数教育、今日的な課題の解決を図る教育の充実を図ります。

《主な取組》

(1) 情報教育の推進

児童生徒の情報活用能力の育成のために、情報通信機器等の活用のための環境整備や、情報通信技術を効果的に活用した分かりやすい授業の実現を図ります。

①情報通信技術を効果的に活用した授業実践

- ・ I C T 活用の実践授業研究校の成果の発信
- ②情報モラル教育の教育指導計画への位置づけ及び取組の実施
- ③情報教育に関する研修会の実施・充実
- ④プログラミング教育の教育指導計画への位置付け及び取組の実施
- ⑤G I G A スクール構想の推進

(2) 環境教育・福祉教育の充実

「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に基づき、環境教育副読本「やながわ」を活用し、柳川の自然や歴史、文化を通して環境教育の充実に努めます。

①環境教育副読本「やながわ」の活用

- ・柳川市小学校基底カリキュラムへの位置づけと実施及び学校化
- ・環境教育副読本「やながわ」の学校備え付けと常時活用
- ②総合的な学習の時間等における福祉体験活動の推進
- ③総合的な学習の時間等における「可燃ごみ減量活動」の推進
- ④放射線を正しく理解するための指導の実施
- ⑤認知症を理解し福祉社会の実現を期する学習の実施

- ・「認知症を考える学習会」を小学校 5 年生で実施

(3) 理数教育の振興

子どもが科学の楽しさや自然事象への興味・関心を高めて、科学の魅力を感じ、夢と希望をもって主体的に学ぶ態度を育成します。

①理数教育振興事業（チャレンジ・サイエンス）の実施

- ・福岡教育大学との連携、小学校 5 校で実施
- ・子どもの探究心を更に高める「自由研究の進め方」講座（アドバンスト・チャレンジサイエンス）の実施（希望校）

(4) 主権者教育や租税教育など今日的な課題解決のための教育の推進

主権者教育、租税教育、環境教育、福祉教育、安全教育等に関する今日的な課題を取り上げ、積極的に解決を図る教育を推進します。

- ①税を考える学習（租税教室）を、小学校 6 年生及び中学校 3 年生で実施
- ②代表委員会活動の充実（小学校）
生徒会を中心としたリーダー研の実施（中学校）

(5) 経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する支援

2 教職員の資質向上

〈目的〉

I 学校経営への指導・支援の充実

学校経営の基軸及び基本構想に関する管理職の研修や、多様な学校訪問指導による活力ある学校経営・運営の実現を図ります。

《主な取組》

(1) 管理職研修会の実施

管理職を対象として、学校を活性化するために喫緊の課題に応じた学校運営の研修会を実施します。

- 柳川市小・中学校管理職研修会（夏季）の実施

(2) 学校訪問指導の実施

小・中学校に対して学校訪問を行い、学校の課題把握と指導、支援を充実します。

- 計画的な学校訪問による学校の課題の把握と協議の焦点化等による課題解決に向けた指導・支援

〈目的〉

II 教職員への指導・支援の充実

教職員の資質・指導力向上を図る研修会の充実や教育論文応募の奨励、他教育機関への研修を積極的に奨励します。

《主な取組》

(1) 資質向上及び指導力向上を図る研修会

児童・生徒理解を大切にして、言語活動や体験活動を重視する質の高い教育活動を開き、生きて働く学力を向上させる資質・指導力向上を図ります。

- 柳川市小中学校主幹教諭等研修会の実施（年間2回）
- 柳川市小中学校研究主任研修会の実施（年間2回）
- 若年教員の資質・指導力向上を図るための訪問指導の実施
- 学校の要請に応じた校内研修等への訪問指導の実施
- 講師を対象とした研修会の実施（年間1回）

(2) 柳川市教育論文・ふくおか教育論文の応募奨励及び表彰

福岡県教育委員会、柳川市教育委員会、諸団体が募集する教育論文・教育実践研究等への応募奨励を行います。

- 柳川市教育論文・ふくおか教育論文の質の向上と応募者の拡充
- 教育実践テーマの工夫（学習指導改善、学校経営、学級経営、学力向上等）
 - ・柳川市小・中学校共通実践項目部門の設定

(3) 研究機関等への派遣による実践的指導力の育成

- 長期派遣研修応募の奨励
- 長期派遣研修報告会の実施
- 県教育センター等のミドルリーダー養成講座、キャリアアップ講座等専門研修への応募奨励

(4) 自主研修の奨励

教科、領域の学習指導法の改善や専門性を高め、今日的な教育課題の解決を図るために学校外における自主研修サークルへの参加や活動を促します。

- 職能やキャリアステージに応じた専門性や指導力の向上
 - ・教頭・主幹教諭等サークル
- 教科・領域の学習指導法の改善や専門性の向上
 - ・柳川サークル
 - ・中学校教科別サークル
- 特別支援教育における児童生徒の理解、個のニーズに応じた指導や専門性の向上

3 計画的小・中学校施設の整備と充実

〈目的〉

小・中学校施設の整備と充実

児童・生徒が安全に活動できる施設の整備に努めるとともに、洋式トイレの設置率向上や小中学校普通教室等への校内 LAN 整備、その他パソコン教室等の老朽化した機器を計画的に更新します。

《主な取組》

(1) 児童・生徒の安全を図る施設・設備の整備

- 安全点検の実施時期、内容、担当等についての確認と確実な実施
 - ・点検実施後は、学校日誌及び担当の週案に記入
- 安全点検表の検討

(2) 計画的小・中学校施設の整備と充実

- 洋式トイレ設置率の向上
- 超高速インターネット及び無線 LAN 化並びにタブレット型パソコン、電子黒板の導入

4 学校教育支援センターとしての教育研究所の役割と充実

〈目的〉

学校教育支援センターとしての役割と学校教育の充実

柳川市立小・中学校の教育課題解決に向け、学校教育支援センターとしての役割と学校教育の支援に努めます。

《主な取組》

(1) 柳川市の教育課題解決に向けた研修会の充実

柳川市の教育課題等について、その解決の一助となる各種研修会を実施します。

- 授業力向上研修会（5年目、7年目、8年目教員）
- 特別支援教育新担任研修会
- 特別支援教育支援員配置学級担任等研修会
- 特別支援教育支援員研修会
- OJT支援研修会
- 夏季研修会

(2) 柳川市の教育課題解決に向けたプロジェクト研究の推進

柳川市立学校の教育課題解決に向けてプロジェクト研究の推進と充実を図ります。

- プログラミング教育プロジェクト（小中合同）

(3) 学力向上や授業改善に関する情報の発信・配布

研究所要覧の作成、研究所だよりの随時配布を行います。

- 授業改善や児童生徒理解に役立つ情報や資料の発信と配布

(4) 教育相談事業

いじめ、不登校、家庭学習、学力不振、子どもの問題行動に関する相談、教員の個別相談などを電話や面談で行います。

- 相談電話 電話番号 0944-74-5955
- 相談時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

(5) その他の事業

- 福岡県研究所連盟協議会へ発表者、助言者等の派遣
- 教育研究所の事業計画や推進に関する協議を行う運営委員会を組織、協議

5 学校の適正規模・適正配置化の検討

〈目的〉

学校の適正規模・適正配置化

学校の適正規模・適正配置は学校づくりの基礎的条件であり、児童生徒の教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る上で重要なものです。全国的に少子化が進む中にあって、本市においても、少子化等による児童生徒数の減少に伴い、小中学校の学級数が減少し、今後もこの傾向が続くことが予測され、小規模校化はさらに進行し、教育活動に支障を来たすことが懸念されます。

このため、柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会を設置し、本市の小中学校の将来あるべき望ましい姿を実現するための基本的な考え方、及びそれにあたっての学校の規模及び配置を含めた今後の整備の方向性について諮問を行い、令和3年3月23日に「柳川市立小・中学校の今後の在り方について」の答申を受けたところです。

今後、本市の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくり、充実した学校教育のため、学校の適正規模・適正配置の実現に努めます。

《主な取組》

(1) 柳川市立学校適正規模・適正配置事業計画（仮称）の策定

柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会からの答申を受け、教育委員会として、学校教育の充実と児童生徒のより良い教育環境を整備する適正な学校規模・学校配置を実現するために、学校再編等の具体的な方策について、柳川市全体の「柳川市立学校適正規模・適正配置事業計画（仮称）」を令和4年度を目処に策定します。

3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進

1 学習環境の整備

〈目的〉

市民の学ぶ意欲を満たす学習環境の整備、情報機器の技能習得の支援、学んだ成果が地域で生かされるような体制づくりを行います。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和元年度)	現 状 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
社会教育団体登録数	368	364	380
自主成人家級申請団体（延べ団体数）	172	173	180

＜成果指標の取得方法：生涯学習課統計資料＞

《主な取組》

(1) 学習機会の拡充

市民がいつでも、どこでも学習できる機会を提供するため、公民館の講座や開催会場などの充実を図ります。また、講座の開設情報や市の出前講座の活用についての情報提供を行います。併せて、情報化社会に対応した学習機会の提供も行います。

- 公民館講座や所管部局による出前講座の開催
- 市報やホームページ等を利用した情報の提供
- 市民のニーズに応じた講座の開催

(2) 自主活動の奨励

市民の自発的な学習や研究を支援するために、学ぶ場の提供や講師情報の提供を図っていきます。また、各種団体やサークルへの支援も行うことで、活発な生涯学習活動を推進します。

- 自主成人家級への支援
- 社会教育等関係団体登録の推進
- 生涯学習まちづくり人材バンクの活用

(3) コミュニティセンターの適切な管理運営

柳川市コミュニティセンター基本計画に基づき整備されたコミュニティセンターが、市民により親しまれる施設となるようソフト面の充実を図っていきます。

また、地域コミュニティの推進については、柳川市校区まちづくり推進計画【推進基本計画】及び【実施計画】に基づき、現在の地域活動の基礎となる行政区、区長制度を継承しながら、概ね小学校区を単位とした「(仮称)校区まちづくり協議会」を組織化し、コミュニティセンターを活動拠点として、地域のつながりを形成していく取り組みを実施していきます。なお、令和元年度より担当部局を総務課へ移管し、市長部局と教育部局が連携・協力し、推進していきます。

2 公民館の充実

〈目的〉

市民の各階層に応じた様々な学習機会の提供と世代間交流推進の場として公民館活動の充実に努めます。また、合併前の市町単位で運営に違いがある校区公民館については、体制の統一に向けた協議が令和元年度に完了したので、令和2年度より5年間で調整を行います。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和3年度)
大和及び三橋生涯学習センター コミュニティ施設の利用者数	234,573人	260,000人

〈成果指標の取得方法：生涯学習課統計資料〉

《主な取組》

(1) 公民館活動の充実

市民のライフステージに応じた様々な学習機会と地域や生活課題に即した学習機会の提供を図るとともに、生涯学習センターやコミュニティセンターを活用するなど青少年と成人・高齢者などの世代間交流の機会を図り、公民館活動の充実を図ります。

中央公民館

- 研修会・講座等の開催
- 高齢者大学の開催
- 各種スポーツ大会等の開催
- 校区公民館事業の支援
- 自主サークル活動等の育成・支援

柳川・大和・三橋の各校区公民館

- スポーツ・レクリエーション大会、文化祭等の開催
- 心の教育・成人学級等の開催
- コミュニティセンターを拠点とした講座等の開催

(2) 公民館の機能充実

旧市町において、公民館の運営、事業のあり方や職員の勤務形態等に差異がありました、校区公民館体制の統一に向けた協議が令和元年度に完了したので、令和2年度より5年間で調整を行います。

○校区公民館体制の調整

○中央公民館の充実

○館長主事会や研修会等の開催

○地区公民館建設補助

3 生涯学習を支える図書館等の充実

〈目的〉

図書館法に則り生涯学習を支える拠点として、資料と情報及び市民の学習の場の提供に努めます。

図書・記録その他必要な資料を収集・整理・保有して、市民の利用に供することによりその教養、調査研究、レクリエーション等に資するよう努めます。

令和3年度においては、利用者の動向や要望をふまえ、柳川市立図書館本館をはじめ、雲龍図書館、三橋図書館、両開分館、昭代分館、蒲池分館、水の郷分室をそれぞれの規模や地域特性等を生かしつつ、暮らしを豊かにする図書館運営を目指します。また、これら6館1室の一体的運営と利用の促進に努め、魅力ある図書館を目指します。さらに、市民のライフステージに応じた専門書籍や基礎的な資料・情報の提供等ができるように資料収集に努めます。また、柳川市子ども読書活動推進計画に基づき、地域や保育所、学校等と連携し子どもの読書活動を推進します。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和3年度)
年間の資料貸出冊数	300千冊	340千冊

<成果指標の取得方法：図書館統計資料>

《主な取組》

(1) 市民、利用者の視点に立った図書館運営

来館する人が気持ちよく利用でき、親しまれる図書館となるよう利用者及び図書館協議会等の意見を聴き、運営の改善に努めます。

また、各館における図書館資料の分類配列を適切にし、利用者が探しやすいうように工夫するとともに、図書館システムにより各館の所蔵状態を把握し、検索が正確かつ迅速にできるように努めます。

- 利用者の意見を生かした図書館運営の改善
- 図書館資料の適切な分類配列及び図書館システムによる所蔵状態の把握
- 誰もが利用しやすい図書館運営の推進

(2) 特色のある図書館としての運営

郷土資料や地方行政資料、水に関する資料、図書・記録・視聴覚資料その他必要な資料を収集し、市民の学習・文化・情報要求に応えるよう努めます。特に本市出身の詩聖とうたわれる北原白秋をはじめ、郷土出身者の著作や本市の暮らしに大いに関わる掘割や水に関する資料の収集に努めます。

- 特色ある郷土資料等の計画的収集
- 掘割を守る活動との連携による、水に関する資料の充実

(3) 他の図書館等と連携した図書館運営

○県立図書館はじめ他の公立図書館等との連携

利用者の多様な要望に応えるため、県立図書館をはじめ、他の公立図書館等と緊密に連携し、図書資料の相互貸借を行います。また、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用促進を図ります。

○小・中学校の学校図書館等との連携

小・中学校の利用促進を図るため、図書館利用説明会や特別貸出、団体貸出の実施など学校図書館との連携を深め、家読（うちどく）の取組み及び家庭における子どもの読書習慣の環境づくりに努めます。また読書ボランティア等とも連携を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。

○市内各学校児童生徒を対象とした読書感想画や川柳・ポップ等の作品募集

市内各学校との連携により児童生徒を対象とした読書感想画や川柳・ポップ等の作品の募集を通じ、身近に感じられる図書館になるよう努め、更に児童生徒の利用促進に努めます。

○幼稚園・保育園等との連携

幼稚園・保育園等と連携した読書支援を行い、家読（うちどく）の取組み及び子どもの読書習慣の環境づくりに努めます。

○定住自立圏内住民（大牟田市・みやま市）に対する各々の図書館でのサービス提供

定住自立圏内（大牟田市・みやま市）の住民に対し、各館で、貸出を含む図書館サービスを提供します。

(4) 各館を生かした図書館運営

各館を生かした図書館運営により、利用者の増加に努めます。小学校低学年から図書館に親しみ、図書館利用のマナーを身に付けるため、最寄りの館で図書館利用説明会を開催します。

また、図書館利用の促進と地域の文化や生活の活性化の一助となるよう各館の機能と特徴に応じて、お話し会や講演会、コンサート、映画鑑賞会、スタンプラリー等の各種行事の開催や、館内に雰囲気等の季節行事に応じた飾り付けを実施します。

○図書館利用説明会の開催

○お話し会や講演会、コンサート、映画鑑賞会、スタンプラリー等の各種行事の開催

○雰囲気等の季節行事の飾り付けの実施

(5) ブックスタート事業の充実

絵本を介して、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間を持つきっかけをつくるブックスタートを4か月児健診時に実施します。そのため、豊かな知識と経験を持つブックスタートボランティアと連携して事業に取り組みます。また、その後のフォローとして「おはなし会」への誘いかけや、3歳児健診時の絵本リストの配布など家庭での読書活動の推進を図ります。

○ブックスタート事業の実施

○ブックスタートボランティアとの連携

○「おはなし会」への誘いかけや、3歳児健診時の絵本リスト配布による、家庭での読書活動の推進

(6) あかちゃんタイムの充実

あかちゃんタイムを充実し、小さな子ども連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用する環境づくりに努めます。

○あかちゃんタイムの実施による、小さな子どもを連れた利用者のための環境づくり

○読書ボランティアによるあかちゃんおはなし会の実施

(7) 保存期限経過資料の有効活用

保存期限の経過した雑誌等の図書館資料を、市民に再利用してもらうため雑誌リサイクルを行います。

○雑誌リサイクルの実施

(8) 職員の資質向上

図書館職員が図書館について十分な知識を持ち、利用相談に応じることができるよう施設内研修の実施及び専門研修会への参加により職員の資質向上に努めます。

○図書館職員の施設内研修の実施及び専門研修会への参加

(9) ボランティアとの連携

「柳川おはなしネットワーク」を構成する読書ボランティアグループや、おはなし会やブックスタートに協力をいただいている個人ボランティアの皆さんと連携して、おはなし会やブックスタート事業、小・中学校への読書ボランティア派遣を実施します。

また、豊かな知識と経験を持つ人材をボランティアとして発掘するとともに、ボランティアの皆さんのスキルをより高める、研修の機会等を設定・紹介しながら、ボランティアの育成・支援を図ります。

○ボランティアとの連携による、各種事業の実施

○研修機会等の設定・紹介による、ボランティアの育成・支援

4 水の資料館・雲龍資料館の充実

〈目的〉

資料館の充実

郷土を学ぶのに最適な二つの資料館では、毎年市内外の小学生施設見学を積極的に受け入れているが、今後もこれを有効活用し、図書館の関係各種資料等との併用により、情報提供の場・学習の場として利用促進に努めます。

《主な取組》

(1) 水の資料館の充実

あめんぼセンター「水の資料館」は、先人たちの知恵と努力によって造られた掘割と人々のかかわりを通して、柳川の風土を学び、今後のまちづくりを考えるための資料館です。掘割の成り立ちから水辺の生物まで、柳川の自然や生活文化をパネルにして写真やイラストを使って紹介しています。他に「堀干し」の際に使用されていた道具や水車の模型、漁具など掘割とかかわりの深い道具類の展示やN P O 法人「S P E R A 森里海・時代を拓く」による柳川の掘割に棲む魚類の展示を行っています。また、掘割の再生に貢献された広松伝コーナーも水路課の協力により展示しており、この資料館の利用促進を図るため、資料の管理・充実に努めます。

○掘割を守る活動との連携による、水の資料館の資料充実

○市内外の小学生施設見学の積極的な受け入れ

○市民や観光客が掘割について知ることができる場所としての有効利用

○社会科見学で来館する児童へ資料館のパンフレットを配布

(2) 雲龍資料館の充実

雲龍資料館は、本市出身で横綱土俵入り「雲龍型」に名を残す第10代横綱雲龍久吉を顕彰し、併せて郷土出身の元大関琴奨菊（秀ノ山親方）のコーナーを設け、かつ大相撲の関係資料展示や思い出の名勝負などの懐かしい映像を楽しめるコーナーと、大和地域の干拓の歴史や郷土の紹介、有明海を学べるコーナーを持つ資料館で市外から来館される利用者にも楽しんでもらえるよう、資料の充実を図ります。

○雲龍資料館の充実及び元大関琴奨菊（秀ノ山親方）の顕彰・展示の整備

○市内外の小学生施設見学の積極的な受け入れ

○小学生の干拓の歴史学習を支援するための資料提供

5 あめんぼ公園の活用

〈目的〉

ふれあいと憩いの広場提供による図書館利用の促進

《主な取組》

(1) あめんぼ公園の活用

あめんぼ公園は、水と緑に囲まれた水辺の散歩道と水紋橋を介して一体化している図書館と掘割をはさんだ対岸の小公園です。また、噴水、池、小川などさまざまな水の形をみせ、池を囲む緑の樹木や四季折々の草花の彩りが人々の心をなごませてくれる市民憩いの広場です。木陰での読書を楽しんだり、水辺の草花を観察したりするなど、親子のふれあいの場、憩いの場及び交流の場としての活用に努めます。

○あめんぼ公園を親子のふれあいの場、憩いの場及び交流の場として活用

4 特色ある市民文化の創造

1 市民参画による文化芸術の振興

〈目的〉

市民の芸術鑑賞機会及び文化芸術活動に対する支援の充実を図り、暮らしの中で文化芸術に親しむ土壤づくりに努め、魅力と個性に溢れ地域に根ざした文化芸術活動の振興を目指します。

〈成果指標と目標値〉

成 累 指 標	現 状 値 (第2次柳川市 総合計画)	目 標 値 (令和3年度)
文化芸術活動が盛んに行われている と思う市民の割合	40 %	50%

＜成果指標の取得方法：「柳川市政アンケート」＞

《主な取組》

(1) 文化振興計画の策定

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的に、魅力と個性にあふれる柳川らしい文化芸術の振興を図るため、その基本となる方針の策定に向けた検討を進めます。

(2) 文化芸術鑑賞機会の提供

文化芸術に親しむ土壤作りのため、市民各年齢層に対し、市内で文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

○幼稚園・保育園児演劇等鑑賞会の開催

市内幼稚園・保育園年長児を対象に、ホールを会場とした演劇等鑑賞会を実施します。

○「子どもの健やかな成長を願う実行委員会」による芸術鑑賞事業の実施

市内小学生を対象とした演劇等鑑賞会を実施します。

(3) 文化活動の支援

地域文化の継承と文化活動の促進のため、活動者の育成や文化協会等の文化団体の支援等を通じて、市民の文化活動を支援します。

○文化活動者の発掘・育成

芸術文化に興味を持つ者を対象とした各種講座の開催等により、文化を生かした地域づくりに関わる人材の発掘・育成を進めます。

○柳川市文化協会への助成

柳川市文化協会へ助成を行うなど、協会に加盟する市内の文化団体の活動を支援します。

○文化サークル等の活動支援

文化サークル等が実施する事業等への活動、特に将来の文化活動を担う、子どもを中心とした文化サークルへの補助金の交付などを通じて活動を支援します。

○全国大会出場者への支援

全国大会へ出場する者への補助金の交付などを通じて活動を支援します。

○市民等による文化芸術事業などへの活動支援

市民が行う各種文化芸術事業をはじめとした多様な文化活動を支援します。

(4) 文化事業の実施

市民文化の創造のため、郷土の偉人の顕彰とあわせて芸術発表と交流の場を提供します。

○柳川市総合美術展の開催

美術各分野の創作活動を推進し、芸術鑑賞の機会を提供するため、日本画・洋画・書道・写真の4部門による総合美術展を開催します。

○北原白秋にちなんだ各種事業の開催

郷土出身の詩人北原白秋の遺徳を偲ぶ「白秋祭式典」やその業績を顕彰する「白秋献詩」「北原白秋顕彰短歌大会」を開催します。

○文化芸術にふれる機会の提供

大人から子どもまで誰でも気軽に参加できる文化芸術体験の開催等、市民が文化芸術活動にふれあうきっかけとなる事業に取り組みます。

○文化芸術をになう活動者の育成

「文化の薫り高いまち」柳川の文化芸術活動を担う活動者を育成する事業に取り組みます。

○文化芸術を生かした地域づくり

柳川移住体験施設「旧綿貫家住宅」を活用し、国外及び市外で活躍する芸術家に創作活動の場を提供するとともに、市民向けに行う芸術体験などのワークショップを通じて、地域の文化芸術水準の向上と活性化に寄与する「アーティスト・イン・レジデンス（AIR）」事業をはじめとした、都市部から柳川への人材還流を目指した事業に取り組みます。

○新たな文化活動の創造に向けた取組み

日本の新たな文化として世界的に注目を集めている漫画やアニメをはじめとしたサブカルチャーなど、新たな活動者の掘り起こしに繋がる事業について検討を進めます。

(5) 文化活動拠点の充実

市民の文化活動及び交流の拠点として、新たに整備した市民文化会館の充実した管理運営に努めます。

○市民参画の推進

市民とともに事業を企画立案、実践する場やイベント時のロビー周りを中心に活動する接遇スタッフ、アナウンサーなど市民サポーターの養成に努め、会館運営に対する市民の参画を進めます。

○自主事業の充実

開館を記念した各種自主事業の実施を通じて、文化芸術の鑑賞及び体験の機会を市民に提供することで、市内の文化芸術の更なる振興に寄与していきます。

2 文化財等の保護と活用

〈目的〉

本市は近世柳川城下町や国民的詩人北原白秋の詩情を育んだ水郷の風景、矢部川の水利に恵まれた広大な平野や掘割、街道沿いに遺された史跡やまち並み、有明海に開かれた港町に受け継がれた伝統的な祭りや暮らしなど、特色ある伝統文化が息づいています。本市に暮らす市民一人ひとりが地域の魅力を誇りに感じ、「柳川プライド」を育むができるよう郷土の歴史や文化を明らかにしていきます。

そのためにも、文化財等の収集及び適切な保存を実施するとともに、情報発信の機会充実に努め、郷土の歴史や伝統文化に対する市民の関心を高めるとともに、郷土愛の醸成とまちづくりへの活用を図ります。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和 2 年度概算)	目 標 値 (令和 3 年度)
研修会や講座に初めて参加した人の割合	37%	40%

<成果目標の取得方法：「受講者アンケート」>

《主な取組》

(1) 文化財等調査の推進

市民や関係機関等から広く文化財等の情報を収集し、市内・関連地域の文化財等を調査します。

○文化財等に関する情報の積極的な収集

○文化財等の調査体制の充実

(2) 文化財等の適切な保護と活用

本市の歴史を物語る古文書・史跡や、掘割が巡る水郷景観、武家屋敷や社寺が受け継がれた城下町、伝統的な祭りや暮らしなど、地域固有の文化財の保存と活用を図ります。

○文化財の保護

市内に所在する文化財の調査を推進し、文化財専門委員会等による評価を通して指定文化財の充実を図るとともに、課題を把握して文化財の適切な保護に努めます。

○文化財の活用

歴史文化拠点施設での文化財の積極的な公開とともに、市民への学習機会の提供を行なうなど文化財の活用を進めます。

○名勝水郷柳河の保存及び活用

水郷景観を後世に継承するため、名勝水郷柳河の日常管理や行為制限等に対する基本的な考え方を取りまとめた名勝水郷柳河保存活用計画を活用し、掘割周辺の住民や市民に向けた名勝の制度等に関する普及啓発や来訪者に向けた周知活動を行い、名勝水郷柳河の適切な保存と次世代への確実な継承に努めます。

○郷土の歴史文化財案内看板改修

市内には、多数の文化財案内看板が設置されています。これら看板は、経年劣化により破損したものや文字が読みにくいものなど、改修が必要なものがあり、市や教育委員会が設置したものについて、順次改修を行います。また、必要に応じて新規設置も併せて行います。

(3) 歴史文化拠点施設の充実

市内の歴史文化拠点施設の充実した管理運営に努めます。

○歴史文化拠点施設の充実

柳川古文書館、旧戸島家住宅、歴史民俗資料館（北原白秋記念館）、柳川城址の充実した管理運営を図ります。

○歴史民俗資料館（北原白秋記念館）改修計画の策定

歴史民俗資料館は、昭和60年に開館しました。しかし、当時の設計では展示スペースのレイアウトが固定されており、企画展等の入館者を増やす取り組みが困難な状況です。

このため、令和2年度に策定した歴史民俗資料館の改修基本計画により改修方法の検討を行います。

○学芸員のネットワークづくり

九州大名家資料研究会等と連携し、博物館及び学芸員のネットワークを強化します。

○所蔵品情報の共有化

○柳川古文書館目録および館報の刊行

柳川古文書館の収藏する史料を目録化して、市民に公開すると共に、館報に調査・研究の成果を掲載して市民の理解促進につなげます。

(4) 歴史文化の伝承・学習機会の提供

伝統文化の継承と市民の郷土愛の醸成を図るため、講演会や体験学習など普及啓発事業を行います。

○普及啓発事業の実施

歴史文化講座、古文書講座、出前講座、フィールドワークなど、市民が郷土の歴史文化を学び体験できる機会の充実を図ります。

○文化財愛護精神の醸成

文化財防火デーの取り組みや災害時等の文化財パトロールを通じて、市民の文化財愛護精神を醸成します。

○展覧会の開催

柳川の歴史や文化に関する企画展を開催します。令和3年度は、『柳川の歴史5 柳河藩の政治と社会』や柳川文化資料集成第7集『隨筆』の成果に関連した企画展を開催します。

(5) 伝統文化団体・偉人顕彰団体の育成

地域文化の継承と文化活動の支援のため、地域の伝統行事等の継承団体の設立・運営に対する支援を行います。

○地域伝統行事等継承団体の育成

市内各地の伝統行事等継承団体への助成、伝統行事の広報宣伝など活動支援を行います。

○郷土の偉人顕彰団体への助成

顕彰団体への助成、顕彰行事の広報宣伝など活動支援を行います。

(6) 市史編さんの推進

市内外の歴史的関連地域の調査を行い、市史の刊行を進めています。

○計画的な市史の刊行

柳川市史編さん基本計画大綱に基づき計画的に市史を刊行します。

○調査体制の充実

県南地域史料調査会に委託し、市内外の資史料の調査を進めます。

○広報活動の実施

歴史文化講演会・市史講座・市史抄片を通じて調査・研究の成果を市民に公開します。

(7) 埋蔵文化財の確認・調査

公共事業や民間開発に伴う埋蔵文化財の事前調査や開発者との協議、記録保存を目的とした緊急発掘調査を行い、埋蔵文化財の保護に努めます。

5 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進

1 生涯スポーツの振興

〈目的〉

市民が生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、活動機会の提供や支援を行います。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
社会教育等関係団体登録数	197 団体	210 団体

〈成果指標の取得方法：生涯学習課統計資料〉

《主な取組》

(1) 体育施設の整備・充実

市民のスポーツ活動の利便性・安全性の向上を図るとともに、利用者のニーズを反映し施設の整備・修繕を行うとともに情報提供の充実を図ります。

- スポーツ施設の改修・整備
- 学校体育施設開放事業の実施
- 市のホームページを活用した施設の情報提供の充実

(2) スポーツ大会の充実

市民が気軽に参加できるスポーツ大会や郷土出身者を顕彰するスポーツ大会の充実を図ります。令和 3 年度は 17 大会を開催します。

- 地域や家庭におけるスポーツ活動の推進
- 高齢者のスポーツ活動の推進
- 子どものスポーツ活動の推進
- 市の広報、ホームページを活用した大会情報提供の充実
- スポーツに関する意識啓発の推進

(3) ニュースポーツの普及

年齢・体力に応じたニュースポーツを気軽に体験できる機会の提供と継続した活動ができる環境整備を図ります。

- ニュースポーツ教室・大会の実施
- 指導者の育成
- 学校、地域、各種団体との連携

(4) スポーツ情報の提供

- スポーツ行事や指導者、団体等に関する情報提供を図ります。
- 市広報紙、ホームページを活用したスポーツ情報提供の充実
 - チラシ配布によるスポーツ情報提供の充実
 - 2020年東京オリンピック事前キャンプ及びスポーツによる国際交流を図ります

(5) スポーツ・レクリエーション団体のネットワーク体制の整備

- 市民が、いつでも身近なところで、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、各種スポーツ団体、地域、学校関係機関とのネットワークづくりの推進を図ります。
- 指導者の育成
 - スポーツ情報提供の充実
 - スポーツに関する意識啓発の推進
 - 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

2 競技スポーツの振興

〈目的〉

市民のスポーツ活動に対する興味や参加意欲を高めるために、競技人口の拡大を図り、また、全国大会等出場者への支援を行います。

〈成果指標と目標値〉

成 果 指 標	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和3年度)
体育協会加盟者数	2,629人	2,800人
市主催のスポーツ大会に参加した市民の割合	0.3%	10%
スポーツ教室・研修会の開催	年0回	年4回

〈成果指標の取得方法：生涯学習課統計資料〉

《主な取組》

(1) 柳川市体育協会の活動促進

- 各種スポーツ団体の体育協会への加盟促進及び体育協会の自主的な活動の支援。
- スポーツ教室・大会の充実
 - 指導者の育成
 - 広報活動の充実

- 県民体育大会への参加促進並びに参加者への支援、総合順位目標 10 位以内
- 各種スポーツ団体間の連携

(2) スポーツ関連団体の育成・支援

- スポーツ活動団体の活動を推進し、体育協会への加盟促進を図ります。
- 活動拠点確保の支援
- 指導者の育成
- スポーツ推進委員の活動支援
- スポーツ大会・教室の充実及び参加の推進
- 情報収集及びホームページを活用した情報提供の充実

(3) 少年スポーツ団体の育成・支援

子どもの健全育成と体力向上並びに競技者の育成を図るため、少年スポーツ団体の育成・支援を図ります。

- 少年スポーツ団体への助成制度の支援
- 指導者の育成
- 情報収集及び市広報紙、ホームページを活用した情報提供の充実
- 活動拠点確保の支援
- 体育協会及び小中学校との連携の推進

(4) 全国大会出場者への支援

市民のスポーツに対する意識向上を図るため、全国大会出場者への支援の充実を図ります。

- 全国大会出場者への補助金制度の充実
- 競技人口の拡大並びに競技力向上の推進を目的とした、国際規模の大会に出場した者や
全国規模の大会で 3 位以内の成績を収めた個人、団体に対するスポーツ栄誉賞の表彰
- 市広報紙やホームページを活用した周知活動の充実

6 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

〈目的〉

平成29年度に実施した市民意識調査で明らかになった課題の解決に向けた取り組みを進めるとともに子どもから大人まで市民一人一人が、学校・家庭・地域・企業などのあらゆる場において、人権尊重の心を育むための人権教育・啓発の推進を図ります。

また、平成28年に施行された差別の解消に関する3つの法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）、並びに令和2年4月に改正された条例（柳川市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例）について、主旨・目的の周知・徹底を図ります。

《主な取組》

(1) 就学前における人権教育の推進

乳幼児の発達段階に応じ、幼稚園・保育所関係職員が乳幼児期の人権感覚をはじめ、道徳心の芽生えを伸ばし育てるための働きかけを行います。

- 幼稚園・保育所職員及び保護者等を対象とした研修会・学習会の開催支援
- 様々な人権・同和教育に関する講演会及び研修会への参加の呼びかけ

(2) 学校における人権教育の推進

学校の教育活動全体を通して、児童生徒が共生の心を身につけるとともに、自分らしさや能力を發揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるような、指導方法の充実を図ります。

- 「人権・同和教育」資料集による小中連携した人権・部落問題の学習の実施
- 各校の人権・同和教育推進に関する指導・助言
- 校内研修の開催に対する支援（講師派遣等）
- PTAを対象とした研修会等の開催支援（講師派遣等）

(3) 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

市民が身軽に身近なところで、人権についての理解や認識を深めることができるよう、地域組織と連携し、研修会や学習会を開催します。

- 夏期講座や人権を考えるつどい等の開催と効果的な講師等の選定
- 地域団体が行う研修会・学習会の開催支援（講師派遣等）
- 社会教育集会所事業（ヒューマンライツ）やフェスタ等の開催
- 各種団体に対する学習会及び研修会への参加呼びかけ

(4) 企業における人権教育・啓発の推進

企業が差別のない公正な採用選考を行うとともに、自主的に職場内研修を開催できるよう働きかけを行います。また、えせ同和行為に対する対応等についても、資料等により職場訪問の際に啓発活動を行います。

- 人権・同和問題の正しい理解と認識を深めるための事業主研修会の開催
- 職場訪問による公平な採用選考の依頼及びえせ同和行為に対する啓発活動の実施
- 職場内研修の開催支援（講師派遣等）

2 人権教育・啓発の効果的推進

〈目的〉

人権教育・啓発の効果的推進を図るため、これまで行ってきた事業の内容、効果、参加状況等を検証し、事業の整理や統合を行います。

同和問題をはじめ様々な人権問題に対応した学習会や研修会の開催により、人権意識の高揚や、地域などにおける人権・同和教育の推進を指導できる人材の育成を目指します。

《主な取組》

(1) 人材の育成

特定職業従事者である市職員、教職員、社会教育関係者を対象に研修会や学習会を開催し、地域に密着した人材の育成を図り、地域における指導者としての実践力の向上を目指します。

- 市職員全体の人権意識高揚のため、関係部署と連携した学習会及び研修会の開催
- 教職員の指導力の向上と教育課題の解消に向けた講座や研修会の開催
- 社会教育関係者に対する講演会等への参加要請による地域リーダーの人材育成
- 市人権・同和教育研究協議会との連携

(2) 学習内容の充実

同和問題をはじめ様々な人権問題に対応した研修会や各種イベント等を開催します。

- 交流型研修会や人権コンサート等を含んだ講演会の開催
- 市内及び近隣市町でのフィールドワークの実施
- 部落問題の実態に学ぶ研修会等の開催
- 校区コミュニティセンターを活用した地域住民啓発の充実
- 差別の解消に関する3つの法律の周知
- 既存事業の整理、統合

(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進

人権意識の高揚を図るための啓発イベントや情報提供、広報活動などの人権啓発を効果的に推進します。

- 人権に関連した期間に合わせたイベントの開催
- 市広報、ホームページ等を利用した情報発信
- 小中学生による人権作文の市報への掲載による全市民への人権意識の啓発

(4) 教材の開発・整備

人権教育・啓発を一層効果的に推進するため、様々な人権問題に関する教材等の整備を図ります。

- 学習ビデオ・DVDの整備
- 「人権・同和教育」資料集の充実